

介護サービスの利用方法と 主治医意見書の役割について

大野城市 介護支援課

介護サービスを利用するには

- ① 市役所へ申請書を提出する
※必ずしも本人が来庁する必要はなく、代行申請も可能

□申請に必要なもの

- ・ 介護保険証
- ・ マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」もしくは資格確認書（65歳未満の方のみ）
※主治医の氏名および病院名を確認させていただきます



② 認定調査を受ける

□認定調査員が自宅を訪問します

1時間程かけて、
本人の心身の状況に関する調査
を受ける

※入院中の場合、状態が安定していれば病院で行うこともあります

3

③ 主治医の意見書の依頼



かかりつけの先生に
本人の心身の状況について
を記入した意見書を作成してもらう

市役所が医療機関に書面で依頼します

4

④ 介護認定審査会

コンピュータによる1次判定

認定調査票と主治医意見書を元にコンピュータで
1次判定を行う



介護認定審査会による2次判定

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される審査会で
1次判定、認定調査票、主治医意見書を確認し、
2次判定を行う

⑤ 要介護認定結果が郵送で届く (原則として申請から30日以内)

5

⑥ サービスの利用

● 要介護(1～5)の場合

- ① **居宅介護支援事業所**に連絡
- ② 担当のケアマネジャーがケアプランを作成

● 要支援(1、2)の場合

- ① **地域包括支援センター**に連絡
- ② 担当のケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成

6

主治医意見書の役割

認定審査会では・・・

- ・特定疾病(2号被保険者)の判断根拠
(主治医意見書でしか判断できません！)
- ・ 疾病に基づく介護の手間の確認
- ・ 「要支援2」「要介護1」の分離判定
- ・ 調査結果の確認、修正
- ・ 介護サービス計画作成時の情報提供

7

意見書記載時のお願い

- ①自筆の場合は、**判読可能な文字**で記入をお願いします。
- ②特定疾病(16種類)の診断根拠については、
「主治医意見書記入の手引き」及び
「特定疾病にかかる診断基準」に従って記入してください。
(診断根拠不明での再審査が増えています)
- ③提出期限の遵守
(**申請から30日以内**に結果を通知するため)

お忙しいとは存じますが、御協力よろしくお願いします

8

ご清聴ありがとうございました